

No! harassment!

令和2年度版

学生編



NO! ハラスメント!

～ハラスメントのない大学を目指して～

人間関係は、キャンパス・ライフのみならず社会生活にとって最も重要なものです。

その人間関係を良好に維持するためには、相手の立場に立って考えることが必要であり、

何をしてはいけないか自ら判断し、自らの行動に責任をもつことが人としてのマナーです。

ハラスメントの加害者にならないよう、私たち一人ひとりが自分の言葉や行いを省みることが大切です。

本人の意図に関係なく、あなたの言葉や態度を不快に感じている人がいるかも知れません。

本学では、学生一人ひとりが心理的、身体的に安全かつ快適な環境で勉学・研究に専念し、

充実したキャンパス・ライフを送ることができる大学を目指しています。



学校法人

東北医科薬科大学



こうしたことがハラスメントにあたります

※ここに示した例は一般的な分類であり、ハラスメントの一部です。

下記に該当しないからといってハラスメントにならないという基準を示したものではありません。

セクシュアル・ハラスメント

セクハラ

相手を不快にさせる性的な言動(性的な要求を拒否したことによって不利益を与える・性的な言動により不快にさせる環境を作り出すことなども含む)。



例

- 指導教員が、卒論の指導をするからと言って、無理やり食事に誘う。
- 相手が断りにくい状況でしつこく交際を迫ったり、電話やメールを執拗にする。
- 卑猥な画像を掲示して、教育環境を悪化させる。

アカデミック・ハラスメント

アカハラ

地位・権限を利用して、教育・研究上、または修学・進路等に関して不利益を与える行為・嫌がらせ。

例

- 指導教員が、日曜日も研究室に来ないと演習の単位を認めないと学生に圧力をかける。
- 気分にまかせて、学生を罵倒する。
- 「放任主義」と称して必要な指導・教育を行わない。

パワー・ハラスメント

パワハラ

立場的に上位の者が、地位・権限を背景に、相手の人格や尊厳を侵害して苦痛を与える不適切な言動。



例

- 多数の面前での執拗な叱責、人格否定。
- 通常の業務時間内では達成不可能な課題を日常的に強要する。
- 指導とパワハラの違い

適切な注意・叱責

指 导

注意・叱責 + 嫌がらせ

パワハラ

ソーシャルメディア・ハラスメント

ソーハラ



近年利用者が増えている「Facebook (フェイスブック)」や「Instagram (インスタグラム)」などのネット上で交流するサービス(SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービス)において、相手のプライバシーに踏み込み、不快感・苦痛を与える行為。(SNS上のパワハラ、セクハラと言える行為全般。)

例

- 異性に(あるいは上司が部下に)対して「友達」^(*)承認を求める。
(*)「友達」に承認されることによって、相手の日記や私的な投稿内容が見られるようになる。
- 自身の投稿への反応を強要する、あるいは相手に対して不快なコメントを残す。

その他のハラスメント

例

ジェンダー・ハラスメント

性別の違いを理由に、特定の役割を強要する。

アルコール・ハラスメント

アルコールが飲めない者や弱い者に飲酒を強要するなどの飲酒に関する迷惑行為。

モラル・ハラスメント

道徳上許されない、他者に迷惑をかける行為・嫌がらせ全般。



加害者にならないために!

ハラスメントによって、被害者は個人の尊厳を傷つけられるとともに、名誉や快適に生活する権利を脅かされ、長期にわたって身体的・精神的に重大な打撃を受けることになります。



ハラスメントに当たる行動についての認識を持ち、常に相手の気持ちに配慮することで、健全で快適なキャンパス・ライフが生まれます。



もしハラスメントを感じたら…

ハラスメント相談の流れ

相談者(学生・教職員など)

相談

相談窓口(ハラスメント相談員)

相談員が当事者から聞き取り、話し合いを行う。

解 決

防止委員会の対応と
結果を報告

報告

ハラスメント防止委員会委員長

ハラスメント防止委員会

ハラスメント防止及び対応の申し入れ等に基づき被害者救済のために適切な措置を講ずる

相談者の修学・就労環境を確保するための措置を講ずる

委員長が必要と認めた場合、調査委員会を設置

関係者の所属する部署の長
迅速適切な対応

調 査

防止委員会は、調査委員会の調査結果を取りまとめ再発防止策を作成する

解 決

結果

意見具申

学長

解 決

結果

報告
(教職員の場合)

報告

理事長

理事長が必要と
認めた場合

懲戒委員会